

奈良県告示第三百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和七年三月十四日

奈良県知事 山下 真

一 施行者の名称

奈良市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業三・三・四号大和中央道及び三・四・一〇五号平城学園前線

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 平成十一年三月一九日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

なし